

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 60

規

則

目次

ページ

規 則

○北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則..... (林業木材課) 51

北 海 道

北海道教育委員会 訓 令

北海道警察本部

○北海道男女平等参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令..... (道民生活課) 52

○北海道交通安全総合対策本部設置規程を廃止する訓令..... (道民生活課) 52

北 海 道

北海道選挙管理委員会

北海道人事委員会 訓 令

北海道監査委員

北海道議会

北海道企業局

○北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令..... (職員厚生課) 52

告 示

○救急病院及び救急診療所の申出の撤回..... (地域医療課) 53

○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正..... (地域医療課) 53

○家畜伝染病検査の命令..... (畜産振興課) 54

○土地改良区の役員の退任の届出..... (農業施設管理課) 56

○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課) 56

○土地改良区連合の定款の変更の認可..... (農業施設管理課) 56

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (漁業管理課) 56

○特定調達契約に係る入札の公告..... (漁業管理課) 57

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 58

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課) 58

○森林法による通知に代える公示..... (治山課) 58

○道路の区域の変更及び供用の開始..... (維持管理防災課) 59

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 59

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第73号

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成23年農林水産省令第7号）並びに」を「平成23年農林水産省令第7号）、」に改め、「平成20年農林水産省令第37号）」の次に「並びに山村振興法（昭和40年法律第64号）、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）及び山村振興法施行規則（昭和40年総理府令第45号）」を加える。

第2条第2項の表に次の1号を加える。

8 山村振興法第8条第6項第1号に規定する事業（同条第1項及び第7項の同意（同法第8条の3第1項及び第3項の変更の同意を含む。）を得た同法第8条第1項に規定する山村振興計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第8条の6第1項に規定する資金	12年以内 （5年以内）
---	-----------------

附則第2項中「（平成23年農林水産省令第7号）並びに」とあるのは「（平成23年農林水産省令第7号）、」を「並びに山村振興法」とあるのは「、山村振興法」に、「平成20年農林水産省令第37号」を「昭和40年総理府令第45号」に改め、「同項の表第7号」の次に「及び第8号」を加える。

別記第1号様式の4の表の注に次のように加える。

9 山村振興法第8条の6第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第8条第1項に規定する山村振興計画の計画書の写し及び道から当該計画に係る同項の同意（同法第8条の3第1項の変更の同意を含む。）を得たことを証する書面の写しを添付すること。

別記第5号様式林業・木材産業改善資金借用証書特約条項第5条に次の1項を加える。

4 第1項及び前項の規定による違約金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道林業・木材産業改善資金貸付規則別記第1号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道林業・木材産業改善資金貸付規則別記第1号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。	平成27年7月31日 北海道知事 高橋 はるみ 北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫 北海道警察本部長 室 城 信 之 北海道交通安全総合対策本部設置規程を廃止する訓令 北海道交通安全総合対策本部設置規程（昭和43年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）は、廃止する。 附 則 この訓令は、平成27年7月31日から施行する。
北海道 北海道教育委員会訓令 北海道警察本部	北海道 北海道選挙管理委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員会 北海道議会 北海道企業局
北海道 北海道教育委員会訓令第3号 北海道警察本部 庁 中 一 般 部 局 北海道男女平等参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成27年7月31日 北海道知事 高橋 はるみ 北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫 北海道警察本部長 室 城 信 之 北海道男女平等参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道男女平等参画推進本部設置規程（平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。 第3条第4項中「教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定する者、警察本部警務部長及び警察本部生活安全部長」を「北海道教育庁教育部長並びに北海道警察本部の警務部長及び生活安全部長」に改める。 附 則 この訓令は、平成27年7月31日から施行する。 北海道 北海道教育委員会訓令第4号 北海道警察本部 庁 中 一 般 部 局 北海道交通安全総合対策本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。	北海道 北海道選挙管理委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員会 北海道議会 北海道企業局 訓令第1号 庁 中 一 般 部 局 北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成27年7月31日 北海道知事 高橋 はるみ 北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 一 史 北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知 北海道代表監査委員 鮎 谷 長 藏 北海道議会議長 遠 藤 連 北海道公営企業管理者 下 出 育 生 北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 北海道職員安全衛生管理規程（平成16年北海道・北海道選挙管理委員会・北海道人事委員

会・北海道監査委員・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「総務部長」を「職員監」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年7月31日から施行し、この訓令による改正後の北海道職員安全衛生管理規程の規定は、同年6月1日から適用する。

告 示

北海道告示第543号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

社会医療法人禎心会新札幌恵愛会病院（札幌市）

医療法人はまなすはまなす医院（石狩市）

北海道告示第544号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成27年7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項医療法人札幌麻生脳神経外科病院の事項、社会医療法人孝仁会心臓血管センター北海道大野病院の事項、医療法人社団研仁会北海道脳神経外科記念病院の事項及び医療法人社団悠仁会羊ヶ丘病院の事項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改め、同項社会医療法人禎心会新札幌恵愛会病院の事項を削り、同項中

「医療法人新さっぽろ脳神経外科病院	札幌市厚別区上野幌1条2丁目1番10号	平成27. 9.30	を
「医療法人新さっぽろ脳神経外科病院	札幌市厚別区上野幌1条2丁目1番10号	平成27. 9.30	
医療法人豊和会新札幌豊和会病院	札幌市厚別区大谷地東2丁目5番12号	平成30. 6.30	に改める。

函館市の項独立行政法人国立病院機構函館病院の事項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改め、同項医療法人富田病院の事項中「医療法人富田病院」を「特定医療法人

富田病院」に改め、同項医療法人社団函館脳神経外科病院の事項及び共愛会病院の事項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

小樽市の項医療法人社団北匠会小樽中央病院の事項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

旭川市の項中

「医療法人社団博彰会佐野病院	旭川市末広3条3丁目1番15号	平成29. 9.30	を
「医療法人社団博彰会佐野病院	旭川市末広3条3丁目1番15号	平成29. 9.30	
豊岡中央病院	旭川市豊岡7条2丁目1番5号	平成30. 6.30	に改める。

室蘭市の項市立室蘭総合病院の事項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

釧路市の項医療法人社団三慈会釧路三慈会病院の事項、独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院の事項、総合病院釧路赤十字病院の事項及び市立釧路総合病院の事項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

苫小牧市の項王子総合病院の事項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

稚内市の項社会医療法人禎心会稚内禎心会病院の事項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

芦別市の項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

赤平市の項中「市立赤平総合病院」を「あかびら市立病院」に改める。

名寄市の項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

千歳市の項医療法人社団いずみ会北星病院の事項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

石狩市の項医療法人はまなすはまなす医院の事項を削る。

倶知安町の項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

下川町の項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

遠別町の項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

遠軽町の項J A北海道厚生連遠軽厚生病院の事項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

興部町の項中「紋別郡興部町字興部230番地」を「紋別郡興部町字興部1322番地の23」に、「平成28. 3.31」を「平成30. 6.30」に改める。

白老町の項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

厚岸町の項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

標津町の項中「平成27. 6.30」を「平成30. 6.30」に改める。

北海道告示第545号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成27年7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 牛のブルセラ病及びヨーネ病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
---------	---	---	---	---	---

市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
---------	---------------------------

岩 見 沢 市	平成27年10月9日から12月8日まで
---------	---------------------

浦 臼 町	同 11月6日から12月24日まで
-------	-------------------

石 狩 市	同 10月5日から11月27日まで
-------	-------------------

室 蘭 市	平成28年1月4日から3月31日まで
-------	--------------------

安 平 町	同
-------	---

新 ひ だ か 町	平成27年9月1日から平成28年1月15日まで
-----------	-------------------------

北 斗 市	平成28年1月12日から2月26日まで
-------	---------------------

八 雲 町	平成27年10月19日から平成28年1月15日まで
-------	---------------------------

今 金 町	平成27年11月2日から12月18日まで
-------	----------------------

名 寄 市	同 10月26日から平成28年2月5日まで
-------	-----------------------

和 寒 町	平成27年10月19日から平成28年1月15日まで
-------	---------------------------

剣 淵 町	同
-------	---

天 塩 町	平成27年9月1日から12月28日まで
-------	---------------------

北 見 市	同 11月4日から平成28年1月29日まで
-------	-----------------------

大 空 町	平成27年10月5日から平成28年2月5日まで
-------	-------------------------

士 幌 町	平成27年9月7日から12月11日まで
-------	---------------------

上 士 幌 町	同 9月14日から平成28年1月15日まで
---------	-----------------------

芽 室 町	平成27年10月19日から平成28年1月29日まで
-------	---------------------------

大 樹 町	平成27年10月13日から平成28年1月29日まで
-------	---------------------------

幕 別 町	平成28年1月4日から3月18日まで
-------	--------------------

本 別 町	平成27年11月2日から11月30日まで
-------	----------------------

中 標 津 町	同 10月1日から平成28年2月29日まで
---------	-----------------------

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2 牛のブルセラ病及びヨーネ病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
---------	---	---	---	---	---

市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
---------	---------------------------

名 寄 市	平成27年10月26日から平成28年2月5日まで
-------	--------------------------

和 寒 町	平成27年10月19日から平成28年1月15日まで
-------	---------------------------

剣 淵 町	同
-------	---

北 見 市	平成27年11月4日から平成28年1月29日まで
-------	--------------------------

大 空 町	平成27年10月5日から平成28年2月5日まで
-------	-------------------------

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

3 牛の結核病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
---------	---	---	---	---	---

市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
---------	---------------------------

砂 川 市	平成27年9月1日から10月5日まで
-------	--------------------

月 形 町	同 9月1日から10月9日まで
-------	-----------------

江 別 市	同 10月5日から12月4日まで
-------	------------------

黒 松 内 町	同 10月13日から平成28年1月29日まで
---------	------------------------

苦小牧市 平成28年1月4日から3月31日まで
 鷹栖町 平成27年9月14日から12月18日まで
 上富良野町 同 10月5日から平成28年1月15日まで
 中富良野町 平成27年9月14日から12月18日まで
 占冠村 同 9月1日から12月4日まで
 音威子府村 同
 遠別町 同 9月1日から12月28日まで
 幌延町 同 9月1日から11月13日まで
 北見市 同 11月4日から平成28年1月29日まで
 大空町 平成27年10月5日から平成28年2月5日まで
 士幌町 平成27年9月7日から12月11日まで
 上士幌町 同 9月14日から平成28年1月15日まで
 芽室町 平成27年10月19日から平成28年1月29日まで
 大樹町 平成27年10月13日から平成28年1月29日まで
 幕別町 平成28年1月4日から3月18日まで
 本別町 平成27年11月2日から11月30日まで
 中標津町 同 10月1日から平成28年2月29日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

4 牛の結核病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
市町村名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
黒松内町	平成27年10月13日から平成28年1月29日まで
鷹栖町	平成27年9月14日から12月18日まで
上富良野町	同 10月5日から平成28年1月15日まで
中富良野町	平成27年9月14日から12月18日まで
占冠村	同 9月1日から12月4日まで
音威子府村	同
北見市	同 11月4日から平成28年1月29日まで

大空町 平成27年10月5日から平成28年2月5日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

5 牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
市町村名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
栗山町	平成27年9月25日から11月10日まで
浦臼町	同 11月6日から12月24日まで
むかわ町	同 11月1日から平成28年1月29日まで
新ひだか町	平成27年9月1日から平成28年1月15日まで
北斗市	平成28年1月12日から2月26日まで
八雲町	平成27年10月19日から平成28年1月15日まで
名寄市	平成27年10月26日から平成28年2月5日まで
和寒町	平成27年10月19日から平成28年1月15日まで
剣淵町	同
羽幌町	平成27年10月1日から12月28日まで
北見市	同 11月4日から平成28年1月29日まで
大空町	平成27年10月5日から平成28年2月5日まで
興部町	平成27年10月19日から平成28年2月26日まで
更別村	平成27年9月14日から平成28年1月22日まで
陸別町	平成27年8月24日から10月30日まで
中標津町	同 10月1日から平成28年2月29日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

6 馬伝染性貧血（一般馬）

- (1) 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
湧 別 町 平成27年11月2日から平成28年2月26日まで
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。
- (4) 実施の方法
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

7 馬伝染性貧血（種雄馬）

- (1) 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
湧 別 町 平成27年11月2日から平成28年2月26日まで
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。
- (4) 実施の方法
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

8 家さんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）

- (1) 実施の目的
家さんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
新 得 町 平成27年9月1日から平成28年3月31日まで

清 水 町 同

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏
- (4) 実施の方法
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
イ 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、厚沢部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。
平成27年7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ
退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成27. 7.15 理 事 若 佐 清 春 檜山郡厚沢部町字美和300番地

北海道告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成27年7月17日、深川土地改良区の定款の変更を認可した。
平成27年7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成27年7月16日、夕張川水系土地改良区連合の定款の変更を認可した。
平成27年7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第549号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成27年7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
漁業取締船はくと上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成27年7月14日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 川崎造船株式会社
(2) 住 所 釧路市浜町3番6号

4 落札金額

51,840,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成27年6月2日付け北海道告示第416号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第550号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 履 行 期 間 平成27年9月24日から同年10月28日まで
(4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 造船所内に総トン数500トン型船舶（鋼船）を入渠できる乾^{きよ}ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有していること。
(5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成27年7月31日から同年8月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎7階1号会議室
（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）

- (2) 入 札 日 時 平成27年9月14日午後1時30分（送付による場合は、必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5486

11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUOMARU Repair Service 1 set
B Bid tendering date and time : 1:30 P.M., September 14, 2015
C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第551号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成27年7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡占冠村字シムカブ36の4
(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
(3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
シムカブ36の4（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
2 (1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字岩知志24の11地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、24の11、24の12
(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 風害の防備
3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び岩見沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容をえりも町役場の掲示場に掲示した。

平成27年7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成27年北海道告示第525号

2 所在が不分明な者 竹内 茂子					ア及びイについては、それぞれの入札とする。				
北海道告示第554号					(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。				
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。					(3) 納入期限 平成27年11月5日（木）				
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。					(4) 納入場所 北海道オホーツク総合振興局長の指定する場所				
平成27年7月31日					2 入札に参加する者に必要な資格				
北海道知事 高 橋 はるみ					次のいずれにも該当すること。				
1 道路の種類	道道				(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。				
2 路線名	摩周湖中標津線				(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。				
3 道路の区域					(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。				
区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。				
標津郡中標津町字俣落2100番1地先から	前	18.79mから	233.10m	—	(5) 当該調達をする物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。				
同郡中標津町字俣落2090番8地先まで	前	29.30mまで			3 条件付一般競争入札参加資格の審査				
	後	18.79mから	225.85m	—	(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。				
		34.91mまで	225.85m	—	ア 申請の時期 平成27年7月31日（金）から同年8月19日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで				
総合振興局告示及び振興局告示					イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。				
北海道オホーツク総合振興局告示第88号					ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-0855 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課				
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。					(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。				
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。					4 契約条項を示す場所				
平成27年7月31日					北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課				
北海道オホーツク総合振興局長 森 田 良 二					5 入札執行の場所及び日時				
1 入札に付する事項					(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-0855 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課需品係）				
(1) 調達をする物品等の名称及び数量					(2) 入札日時 平成27年9月10日（木）午後1時30分（送付による場合は、				
ア 軽貨物兼乗用自動車 2台									
（交換契約により貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方に供し、軽貨物兼乗用自動車2台を当該契約の相手方から調達する。）									
イ 貨物兼乗用自動車 1台									
（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を当該契約の相手方から調達する。）									

同月9日（水）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名 称 及 び 数 量 自動車の賃貸借 25台 (2) 予 定 時 期 平成27年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。） 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ（http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 (3) 電 話 番 号 0152-41-0608 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured :	a Car 2 b Car 1 B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., September 10, 2015 (If mailed, bids must arrive no later than September 9, 2015) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan Phone : 0152-41-0608
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁後志教育局告示第33号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年7月31日 北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 42台分 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成27年10月1日から平成32年9月30日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 北海道余市紅志高等学校 余市郡余市町沢町6丁目1番地 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されてい	

- ることを事前に明らかにした者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成27年7月31日から同年8月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局 道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成27年8月31日（月）午前11時（送付による場合は、同月28日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyohou.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電話番号 0136-23-1979
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 42 sets
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 31, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 28, 2015)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979